

インボイス制度説明会、 登録申請相談会のご案内

！ 制度が始まる令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、
令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録を受けるかどうかで、
どう判断したらいいの？

事業者の皆様のご質問

申告って、どう計算するの？

発行事業者の登録をしないと
どうなるんだろう…？



仕入税額控除ってなに？

インボイスってどう作ればいいのか？

税務署ではインボイス制度説明会を開催しています！

◇参加希望の方は、申込期限までに電話にてお申し込みください。

○「説明会」の開催日時・内容・申込期限等〔要事前申込〕

説明会開催日時	定員	内容	会場	申込期限
11月24日(木) 9:30~11:00	20名	・インボイス制度 ※消費税の仕組み	盛岡税務署 3階会議室 (盛岡市本町通 3丁目8-37) ・駐車場の台数には 限りがあります。	11月21日(月)
11月24日(木) 13:30~15:00	20名	・インボイス制度		
12月19日(月) 9:30~11:00	20名	・インボイス制度 ※消費税の仕組み		12月14日(水)
12月19日(月) 13:30~15:00	20名	・インボイス制度		

※印の説明会では、「インボイス制度」と合わせて「消費税の仕組み」も説明するので、消費税の申告を提出したことがない方でも分かりやすい内容になります。

各説明会終了後に、登録申請書の作成をサポートする「相談会」を開催します

○ 個人事業者で①スマートフォン、②マイナンバーカード及び暗証番号、③利用者識別番号及び暗証番号(③は既にe-Taxをご利用されている方のみ)をご持参いただいた方には、その場でe-Taxによる登録申請ができます。

【申込先】盛岡税務署 法人課税第一部門

電話019-622-6237 (部門直通)

【主催】盛岡税務署【共催】公益社団法人盛岡法人会、盛岡間税会、
盛岡地区青色申告会連合会

- ・ 新型コロナウイルス感染状況により中止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・ 感染防止の観点から、咳や発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方のご来場はご遠慮いただいています。
- ・ ご来場の際は、マスクの着用、手指消毒、検温など、感染予防へのご協力をお願いします。